

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

上尾市教育委員会

教 育 長                      西 倉   剛

上尾市教育委員会規則第8号

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則（平成26年上尾市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（調査審議）」に改め、同条第5項中「調査」を「調査審議」に改める。

第3条の見出し中「調査結果」を「調査審議結果」に改め、同条中「調査」を「調査審議」に改める。

第4条第2項中「審議」を「調査審議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。